次世代型農業生産構造確立特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正
準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(5.0+4.0)／2＝4.5　4.5

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	中心経営体への農地集積	146%	5
2	再生可能エネルギーの利用促進	167%	5
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	128%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0)／3＝5.0　5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(3.0＋3.5＋3.5)／3＝3.3　3.3

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化
（概要）
国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。

専門家による評価の平均値　3.0

ⅱ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　3.5

ⅲ) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.3

・平成30年度を最終年とする計画であるが、今年度、すべての評価項目についてその目標を達したことは評価できる。農業経営体への農地集積は26年度に既に目標を達成しているが、その後も集積が進んでいることは評価することができる。また、新たな雇用の確保が今年度9名も増加していることも評価できる。
・太陽光パネル設置が認められたことは前進。これが他地域にも広がることが期待される。
・中心経営体への農地集積が予想以上に進んできている。このことの背景には営農者の高齢化、後継者不足等による個人営農の断念が増えているのではないかと推測されるため、この数字を単純に喜ぶわけにはいかない。
・財政・税制・金融支援の積極的活用についても、活発に行われ、地域独自の取り組みも、多様に行われている評価できる。
・達成されている各数値目標が、どのような関連性を有しているかがはっきりしないところが残る。集落営農を設立して農地集積を進めること、再生可能エネルギーの活用による土地改良区の財政支援によって賦課金を軽減を図ること、経営の多角化によって雇用創出を図ることはいずれも重要だが、この3者が具体的にどのように関連しているかがよく見えてこない。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.3

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.5＋3.3＋3.3×2）／4＝3.6

3.6

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。